# 国際海事機関(IMO)第105回海上安全委員会

(MSC 105) の主な結果概要

## 1. アンモニア燃料船の安全ガイドラインに関する検討

国際海運からの温室効果ガスの排出削減のため、アンモニアを燃料とする船舶の開発が我が国を含め世界中で進められています。

前回会合では、アンモニア燃料船の普及促進に向けて、我が国から国際的な安全ガイドライン策定に向けた検討を開始する提案を行い、重要かつ優先度の高い案件であるとして審議計画案には反映されたものの、新型コロナウイルスの影響によりオンライン会議となったことで時間が限られることを理由に、採択にかかる審議は今次会合へ延期されておりました。

今次会合では、「アンモニア燃料船の安全ガイドラインの策定」を審議計画に含めることが合意され、2023年を目標年として、2022年秋に開催予定の第8回貨物運送小委員会\*(CCC 8)から、具体的な審議が開始されます。

※ 安全及び環境に配慮した個品危険物及びばら積み貨物の運送、ガス燃料船及び液化ガスばら積 み船の安全要件の見直し、コンテナの安全に係る事項等について審議を行う小委員会。

### 2. 自動運航船(MASS)の国際ルール策定に向けた検討

ヒューマンエラーに起因する海難事故の減少や船員労働環境の改善を目指して、我 が国を含め世界各国で自動運航船の開発が進められています。

昨年10月の第104回IMO海上安全委員会(MSC 104)においては、自動運航船の国際ルール策定に向けた議論を進めること、今後の検討にあたり、まずは作業計画・タイムライン等を示すロードマップを策定することについて合意されていたところです。

今次会合では、前回会合後に我が国等も検討に参画した作業ロードマップ案が最終 化され、今後の具体的な作業項目等について合意されました。また、従来より我が国 が主張していたとおり、将来的な強制化を見据えつつ、まず非強制のものとしてルー ルを策定していくこと、その際我が国等から提案したルール骨子案も考慮して具体的 な内容を検討していくことが合意されました。その他、複数の条約にまたがる共通課 題の議論のために、法律委員会・簡易化委員会との共同作業部会を設置することや、 専門家による詳細な議論等を実施するための会期間作業部会を設置することも合意 されました。

我が国は、引き続き、こうしたIMOにおける自動運航船に関する議論を主導し、実用 化に向けた環境を整備することで、海難事故の減少や船員労働環境の改善、我が国海 事産業の国際競争力強化の実現を図ってまいります。

### 3. 液化水素運搬船の暫定勧告の見直し

我が国は、液化水素のサプライチェーンの構築に向けて、国際海上輸送の主役を担 う液化水素運搬船の研究開発を行っています。

液化水素運搬船の安全要件を定める暫定勧告は、2016年12月に開催した第97回IMO 海上安全委員会 (MSC 97) にて採択され、この暫定勧告に基づいて建造された液化水 素運搬船 (パイロット船) の世界初となるの実証実験が、2021年12月から2022年1月に かけて行われました。

現在、今後の液化水素の運搬の商用化に向け、大型の液化天然ガス運搬船の研究開発を進めているところですが、現行の規則や暫定の安全要件ではカバーされていない安全要件の策定の必要性が認識されました。

今次会合では、我が国等が提案していた「ばら積み液化水素の運搬に関する暫定勧告の見直し」を審議計画に含めることが合意されました。今後、2024年を目標年として、貨物運送小委員会(CCC)において議論が進められる予定です。

#### 4. 条約等の改正案の採択

30年以上見直しがされていなかった「全世界的な海上遭難・安全システム(GMDSS: Global Maritime Distress and Safety System)」について、2017年6月に開催されたMSC98において近代化計画が策定されたことを踏まえ、SOLAS条約附属書第Ⅲ章及び第Ⅳ章の改正等の検討が行われてきたところです。

今次会合では、このGMDSS近代化のためのSOLAS条約附属書改正案が2024年1月1日を発効予定日として採択されるとともに、関連する各種無線通信機器の性能基準等の改正案も承認されました。

そのほか、国際海上固体ばら積み貨物(IMSBC)コード及び国際個品危険物運送規則 (IMDG)コードの改正が採択され、それぞれ2023年12月1日と2024年1月1日に発効する予定となりました。

#### 5. 電気自動車等を積載する場合の防火要件の見直し

昨今リチウムイオン電池搭載自動車(以下「電気自動車」という。)を大量に輸送する船舶の需要があること、電気自動車の電池が自己発火する事故が頻繁に起きていること等を踏まえ、電気自動車や燃料電池自動車といった新しい動力を用いる自動車(以下「電気自動車等」という。)を車両区域、特殊分類区域及びRORO区域に積載する場合の船舶の防火要件について検討することの必要性が提起されました。

今次会合においては、「電気自動車等を積載する船舶の火災リスクを低減するための車両区域、特殊分類区域及び RORO 区域における防火要件の適切性の評価」という議題を審議計画に含めることが合意されました。今後、船舶設備小委員会 (SSE) において、2028 年 1 月 1 日の発効を目指して、SOLAS 条約及び国際火災安全設備 (FSS) コードの改正案が検討される予定です。